

第 5 回 宇城広域連合一般廃棄物整備工事に係る
焼却炉及び事業方式検討委員会

日 時	平成 30 年 1 月 17 日 (水) 開会 13 : 45 閉会 15 : 40	場 所	宇城広域連合 事務局 2 階会議室
出 席 者	委員 石橋 康弘、田北 成樹、田上 廣続、鳥居 修一 松本 秀幸、村山 真喜 (50 音順) 事務局 安田 誠、山口 伸治 技術支援 岩永 宏平、大和 裕治、堂園 貴大		

議事次第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議題
 - (1) 【審議事項】事業方式、入札・契約方式について〔資料 1〕
 - (2) 【審議事項】処理システムの総合評価〔資料 2〕
 - (3) その他〔資料 3〕
4. 閉会

第 5 回	委 員 会 議 記 録 (2 / 4)
発 言 者	協 議 ・ 決 定 事 項
事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 委員 委員 事務局 委員 委員一同	1. 開会 13 : 45 より開会 2. 委員長挨拶 委員長より挨拶。 3. 議題 (1) 【審議事項】事業方式、入札・契約方式について〔資料1〕 事務局より事業方式、入札・契約方式について説明を行う。 【質疑】 ・事業方式のVFMについてのデータ数はどれくらいなのか。 ・事業方式のデータ数は、長期包括委託が21、DBOが15となっています。 ・長期包括委託のVFMにおいて、最大値と最小値の差が大きいのはなぜか。 ・ごみ処理施設を建設したプラントメーカーが運営を行う場合と、ごみ処理施設の運営を主体としている企業が運営を行う場合が混在した状況であるため、VFMの幅が大きくなっていると考えられます。 ・新しいごみ処理施設を運営するためには資格者が不足していること、高度な技術が必要であること、また問題が発生した場合のリスク分担等を考慮すると公設民営が良いのではないかと考える。 ・他自治体の長期包括運営委託をしているところでは、建設したプラントメーカーもしくは維持管理に関わっていたメーカーが運営するケースが多いため、その場合は競争性が働かない可能性がある。また、プラントメーカーから出された整備補修費の金額が妥当かどうか判断する必要性が出てくる。一方、長期包括運営委託することにより地元からの雇用があります。 ・現在宇城クリーンセンターで働いている職員について、事務局の状況はどのようになっているか。 ・公設民営方式となる場合を想定して、宇城クリーンセンター技術職員の働き場所・配置場所について担当部局だけでなく、広域連合全体として職員の処遇について検討しているところですが、まだ協議中であり決定に至っていません。次回の検討委員会までには結論を出す予定ですので、その結果を踏まえて事業方式を決定していただきたいと思いますと考えています。 ・入札・契約方式について、事務局案が出ているが他の委員から何か意見はありますか。 ・異議なし 【結論】 ・事業方式は、事務局からの情報を含めて、次回検討委員会で決定する。 ・入札・契約方式は、総合評価落札方式に決定。

第 5 回	委 員 会 議 記 録 (3 / 4)
発 言 者	協 議・決 定 事 項
事務局	(2)【審議事項】処理システムの総合評価〔資料2〕 事務局より処理システムの総合評価について説明を行う。 (補足説明) 残渣の搬出先である民間の最終処分場について自治体と事業者を確認をしたところ以下のような内容でした。 ・民間で所有している焼却炉の稼働は平成 30 年 11 月までである。 ・最終処分場の残容量は 140,000m³ (平成 28 年度末時点)。 ・最終処分場の拡張や新設は計画されていない。 ・最終処分場への搬入量は年間 20,000m³ であるため、約 7 年間 (平成 35 年度まで) で埋立終了となるが、他の自治体からの搬入状況から、埋立可能年数が数年延長する可能性はあるものの、それほど長い年数であるとは考えにくい。
委員	【質疑】 ・最終処分場の状況と、熊本県内で最終処分場の拡張の可能性がないことから、埋立処分システムは検討対象とできないのではないかな。
委員	・新施設を建設した後、最低 20 年間は安定的に残渣を処分できる処理システムの方が良いのではないかな。
委員	・平成 24 年に広域連合管内で最終処分場を建設する話もあったが、住民の反対により中止となった経緯もある。従って、現時点では広域連合管内で最終処分場の建設の可能性はないと想定される。
委員	・熊本県内で、最終処分場を持っているが残渣をセメント原料化している自治体もある。その自治体では、最終処分場は不測の事態が起きた場合の仮置き場として対応するためとして位置付けている。
事務局	・現在の状況で処分費用を試算した結果、埋立処分の場合 9,500 万円/年、セメント原料化の場合 1 億 4,000 万円/年となり、その差は約 4,500 万円/年です。ただし、セメント原料化の場合、薬剤固化の必要性がなくなるため、キレート剤の費用を考慮すると 4,000 万円/年程度の差となると考えられます。
事務局	・事前審査の結果を委員の皆様を確認し、その後最終審査をしていただきたいと思いますと考えます。
	(事前審査の表示、意見交換を経て最終審査の結果を示す)
	【結論】
	・埋立処分先の最新情報を考慮し、処理システムはセメント原料化システム (ストーカ式) に決定します。

第 5 回	委 員 会 議 記 録 (4 / 4)
発 言 者	協 議 ・ 決 定 事 項
	(3) その他〔資料 3〕 ・ 次回の検討委員会の開催日時について 第 6 回 検討委員会 2 月 8 日 (木) 14 : 00 宇城広域連合事務局 4 . 閉会 15 : 40 に閉会 以上